

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2024年（令和6年）5月30日

藤沢市監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	西智
同	平川和美

第1 請求のあった日及び請求人

令和6年4月3日

請求人（省略）

第2 請求の内容

藤沢市職員措置請求書の要旨

1 措置請求の要旨

- (1) 令和5年に発注した二番構公園噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕について、点検作業の参考見積依頼の起案から見積りを徴取し、役務執行決裁を行ったのち、役務の依頼までの一連の手続きが、1日で終了していることは不自然であること。また、修繕の発注においては、3者見積を行い一番低価格であった点検作業を請け負った事業者が385,000円で受注しているが、すでに点検作業により124,300円を支出していることから、合わせれば509,300円で3者の中では最高値となり、受注させるための分割発注行為が疑わしいので、再発防止に努めることを求める。
- (2) 同年に同じく二番構公園において、滝（和風流れ）の給水が故障したため電気点検作業を発注しているが、噴水池給水設備の点検作業、修繕を請け負った事業者が緊急として1者見積により受注をしている。やはり一連の手続きは1日で終了しているので受注に便宜を図ったことが疑われる。また、緊急としているが、令和6年4月現在も滝（和風流れ）は故障中であり、受注した事業者は所在に看板等もなく実態が分からないうえ、点検作業として支出した459,800円は高額で適正ではないので、職員に実費以外の差額を市に返却することを求める。

2 事実証明

(1) 二番構公園 噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕関係

No.	内容	作成者	相手方	金額	日付
資料1	見積依頼書(案)	藤沢市長	A社	—	R5.4.4
資料2	参考見積依頼書	公園課	A社	—	R5.4.4
資料3	御見積書	A社	藤沢市長(公園課)	124,300円	R5.4.4
資料4	役務執行決裁書	公園課	—	124,300円	R5.4.4
資料5	役務依頼書(案)	藤沢市長	A社	—	R5.4.4
資料6	完了確認書	公園課	—	—	R5.4.14
資料7	請求書	A社	藤沢市長	124,300円	R5.5.11
資料8	現場写真(R5.4.4付)	A社	公園課	—	—
資料9	見積依頼書(案)	藤沢市長	A社 B社 C社	—	R5.6.1
資料10	参考見積依頼書	公園課	A社	—	R5.5.8
資料11	御見積書	A社	藤沢市長(公園課)	385,000円	R5.6.1
資料12	修繕請負(役務請負)見積書	B社	藤沢市長	448,000円(税抜)	R5.6.15
資料13	修繕請負(役務請負)見積書	C社	藤沢市長	371,000円(税抜)	R5.6.15
資料14	見積結果報告書	公園課	—	—	R5.6.15
資料15	修繕執行決裁書	公園課	—	385,000円	R5.6.15
資料16	完了確認書	公園課	—	—	R5.7.5
資料17	請求書	A社	藤沢市長	385,000円	R5.7.6

※すべて(写)

(2) 二番構公園 滝(和風流れ)の給水故障のための電気設備点検作業関係

No.	内容	作成者	相手方	金額	日付
資料18	参考見積依頼書	公園課	A社	—	R5.7.31
資料19	御見積書	A社	藤沢市長(公園課)	459,800円	R5.7.31
資料20	役務依頼書(案)	藤沢市長	A社	—	R5.7.31
資料21	役務執行決裁書	公園課	—	459,800円	R5.7.31
資料22	請求書	A社	藤沢市長	459,800円	R5.9.15

※すべて(写)

第3 請求書の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備したものと認め、令和6年4月3日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述内容の趣旨を勘案し、令和5年度二番構公園に係る噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕及び滝（和風流れ）の給水故障のための電気設備点検作業について緊急性を含め特定業者に対して便宜を図ったといえるか否か、1者見積での随意契約について、金額の妥当性、入札参加資格者登録の状況についてを監査対象事項とした。

2 監査対象部課

都市整備部公園課

3 証拠の提出及び陳述の聴取

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年5月7日に意見の陳述を行った。また、同日に都市整備部公園課の職員及び元公園課職員から陳述の聴取を行った。

(1) 陳述の要旨

ア 請求人の陳述

A社の令和5年度の2件の公共工事の発注について情報公開資料に基づいて調べた結果、問題点があり監査請求をした。4月と7月に事件があり、4月の事案に関しては、二番構公園の噴水池が故障しオーバーフローしたことで、緊急点検として1者見積でA社に参考見積依頼をしている。その見積書、役務の執行決裁、A社宛の役務依頼等のすべてが、4月4日の1日で終了していることは不自然である。また、6月にその修繕を行うため3者見積をした結果、A社が350,000円（税込385,000円）で落札しているが、A社は既に点検料の124,300円を受領しているので、合わせれば509,300円となり最高値となる。緊急として1者見積で点検作業を受注させ、後から修繕を安く受注させるのは、仕事を二つに分けた分割発注行為が公共工事の受注機会の平等に違反することである。

この行為は7月にも繰り返される。公園管理を委託された業者が月に一度掃除をしており、偶然そこに居合わせたのが、滝（和風流れ）の水が止まっていた。業者に事情を尋ねてもらちがあかず、公園課に連絡をさせ、そこで初めて公園課は滝が止まっていることに気が付いた。そこで、緊急性があると再び1者見積として7月31日にA社に依頼した結果、点検作業の参考見積依頼から見積書の提出、決裁、役務依頼まで、やはり1日で終了し、4月と同じ事例となっている。滝は未だ故障したままである。また金額は459,800円で点検作業としては高額である。知人の業界関係者から500,000円で新しいポンプがつけられると聞いた。おかしいと思い、A社に行ってみたが、看板や工事車両もなく、親族企業会社の表札がかかっている

だけで、会社の実態もわからない。459,800円が正しい執行なのか監査をしてもらいたい。

イ 関係課（公園課）の陳述

陳述については、請求書の内容に基づいて述べる。請求人から提出された藤沢市職員措置請求書は、A社への2件の公共工事についてと記載されているが、本案件については、公共工事による発注ではなく担当課にて契約事務執行が可能な、役務費及び修繕費の発注である。

請求の1件目、二番構公園噴水池給水設備の故障が発生した当日、池の水が溢れているので、至急対応してほしいと公園課に連絡が入り、職員が現地確認を行ったところ、噴水池から水が溢れている状況であり、給水施設の電源を遮断し、給水の停止を試みたが、水の流出が止まらなかった。水の流出により、園路のタイルが濡れ、滑る状態で、公園利用者への影響が大きく、危険であったため緊急的な対応が必要であると判断した。その際、過去に本公園の給水関係点検及び電気関係点検作業の業務を請け負い、公園内の施設等に精通し、かつ本公園の近傍に事務所があるA社に現地確認及び至急の対応が可能か連絡を行い、可能とのことなので、池の給水及び排水状況について確認を依頼し、あわせて本作業に伴う見積りについても至急の依頼を行ったもの。作業は、電気関係の測定、排水不良によるオーバーフロー管の清掃などを実施したが、故障が収まらず、さらに調査を進めた結果、給水バルブの故障が原因であることが判明した。

請求人からは見積り起案から完了まで1日で終了している不自然さがあるとの指摘だが、A社が公園内の施設等に精通し、緊急対応に対する見積りについても速やかに作成し、提出が可能であったことから、本件の役務執行に伴う事務手続きも即日実施でき、現地の緊急対応が図られたもので、不自然な対応はなかったものと考えている。

修繕工事については、担当課にて契約事務執行が可能であることから、復旧は二番構公園噴水池給水設備修繕として発注し、バルブの交換を実施したもの。

この修繕の執行にあたり、修繕費執行に伴う事務に基づき3者より見積書を徴取し、その見積りの結果、最低価格であったA社と契約を締結し、修繕作業を実施した。請求人から3者見積りのうち、A社が既に点検作業で124,300円を受領していて、合計で最高値であること、業務を二つに分けて発注する違反行為であるとの主張については、水が溢れている原因究明のため、給水点検作業を実施したもので、その点検作業の結果、給水バルブの故障が判明し、復旧のため、給水設備の修繕を発注したものである。本案件のように、初期段階で原因が特定できないまま、業務を一括して発注することは難しいものと捉えており、通常施設に不具合が生じた際

には、対象となる施設の点検作業を実施し、状況を把握するとともに、その結果に基づき修繕を行うもので、対応については適切に事務執行が図られているものと考えている。

2件目、滝（和風流れ）の給水故障のための電気点検作業については、請求人は「緊急のため、1者見積としている。」「起案から見積り提出、見積り承認、役務依頼まで1日で、役所の事務処理仕事として、便宜を図る職員の協力なくしてありえない。」との主張だが、この経過については、「滝が故障しているので、大至急対応するように」と請求人から強い要請があり、公園課職員により現地確認を行ったところ、滝の循環機能が停止して水が送られていない状況であった。時期が夏場であったことから、水が循環しないことで、アオコが発生し、水の腐敗の可能性もあり、また夏休み期間中の子どもなどが遊びに来ることが想定され、衛生面も含め、緊急的に対応すべきものと判断し、1件目と同様に緊急対応が可能か、A社に現地確認と見積りの依頼を行い、即日の対応が可能であるとの回答を受け、和風流れ電気点検作業を執行したものである。A社は、令和5年度近隣公園管理（B地区）業務委託を受託していた管理業者から、二番構公園の維持管理のうち、給水関係点検及び電気関係点検の業務を一部再委託として請負っている。この状況からも適切に事務執行が図られたものと考えており、1日での対応も可能となっているものである。なお、「令和6年4月1日現在も故障中」となっている状況については、水を循環させるポンプ本体の故障を復旧させるには、現段階での概算額として数百万円かかる状況であり、費用の軽減を図るためには、幅広く見積りを徴取することが必要と考えている。またポンプの復旧にあたり、各課執行の修繕では対応が厳しく、「二番構公園の和風流れ循環ポンプの改修工事」などとして予算要求及び工事の発注が必要となる。その他、当該公園が開設から約40年経過していることから、噴水池や和風流れなどの施設の老朽化が著しく、今後の維持管理の方針についても検討が必要であると考えており、現時点で修繕を実施できない状況となっている。また請求人は「A社の会社としての実態を疑う」との主張だが、A社は「藤沢市入札参加資格者名簿」にも登録されている業者で、本案件に伴う契約にあたっては、問題がないと考えている。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部課に対する監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 二番構公園の管理について

ア 施設名：藤沢市立二番構公園

イ 所在地：藤沢市大庭字二番構5528番

ウ 開設年月日等

- (ア) 最終都市計画決定年月日 昭和62年7月17日
(最終都市計画決定面積 約1.00ha)
- (イ) 供用開始年月日 昭和60年8月1日
- (ウ) 供用済面積 0.97ha
- (エ) 公園種別 近隣公園

エ 施設概要

- (ア) 公園施設 (有料公園以外の公園施設)
 - 屋外トイレ、噴水池、和風流れ、カナル、植栽、遊具類、照明灯
藤棚、東屋、野外卓、水飲み、ベンチ、フェンス等
 - ※噴水池等の水は、各池等で循環し、水位が低下した際は、公園内にある
井戸水を給水するシステムとなっている。
- (イ) 有料公園施設
なし

オ 二番構公園の公園管理業務委託の内容

近隣公園管理(B地区)業務委託として令和5年度はD社が、公園及び緑地の利用者に安全で快適に利用してもらうことと、公園及び緑地内環境・植物の機能・施設の適正な維持管理を目的として公園管理を行っている。

池に関する主な業務委託内容(二番構公園)は次のとおりである。

※令和6年度から指定管理に移行

- (ア) 池清掃
 - ①簡易清掃
水に浮いているごみ類を、網等で取り除く。水中の危険なもの(ガラス片等)は注意を払い取り除く(年5回)
 - ②水抜き清掃
水を抜き、ブラシ等で水槽内の汚れを擦り洗う(年7回)
- (イ) 池の藻抑制作業
 - ①作業箇所
噴水池・和風流れ・カナルの上流部に塩素剤を投入(年24回)
 - ②使用材料
濃度60%の塩素剤を使用し、投入量は協議の上決定
- (ウ) 給水・電気関係点検(各年3回)
 - ①井戸
水位の測定及び圧力測定を行う。またポンプに異音等異常が無いか状況を確認

②ポンプ室

除砂装置の砂抜き及び作動状況と外観の点検、自動給水装置の圧力タンク及び制御盤の点検

③噴水設備

各装置の運転状況と水量等の確認

④和風流れ

- I. 各装置の運転状況と循環ポンプ作動状況を確認
- II. 吐出口及びオーバーフロー口の詰まり等の点検
- III. 循環ポンプ操作盤の点検及び絶縁測定

⑤カナル

- I. 各装置の運転状況と循環ポンプ作動状況を確認
- II. 吐出口及びオーバーフロー口の詰まり等の点検
- III. 循環ポンプ操作盤の点検及び絶縁測定

⑥総合盤

盤各種タイマーの点検及びマグネットスイッチ等の点検、雨滴感知器及び風速計の点検

⑦井戸盤

井戸ポンプの絶縁測定、操作盤の点検

カ 公園管理業務の再委託の承認申請

令和5年度近隣公園管理（B地区）業務委託を受託しているD社は、二番構公園の給水関係点検及び電気関係点検について、市に対し再委託の承認申請を行い認められている。

申請年月日：令和5年6月5日

承認年月日：令和5年6月13日

再委託先：A社

再委託業務内容：維持管理の内、給水関係点検及び電気関係点検

再委託期間：令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(2) 事実経過について

請求人及び関係課職員の陳述、監査委員による質疑、また、事実証明書類、監査のため提出を求めた書類、関係課職員への聞き取りなどにより、以下のとおりの事実経過を確認した。

ア 二番構公園 噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕関係

- (ア) 4月4日、二番構公園の噴水池の水が溢れていると、湘南大庭市民センター職員から連絡が入り、公園課職員が現地確認を行ったところ、園路のタイルが濡れ、滑る危険な状況であり、給水停止を試みるが水が止まらなかったこ

とからA社へ現地確認と本件（噴水池給排水点検作業）見積りの依頼を行う。（資料1、2）

- (イ) 同日、A社から見積書(124,300円)が提出される。（資料3）
- (ウ) 同日、公園課で役務執行決裁がされ、A社へ役務依頼書を発行する。（資料4、5）
- (エ) 同日、点検作業の結果、バルブの故障と判明。噴水池の水を止める応急処置を行う。
- (オ) 4月14日、公園課が点検作業の完了確認を行う。（資料6、8）
- (カ) 5月8日、公園課が給水設備修繕のための参考見積依頼をA社へ行う。（資料10）
- (キ) 5月11日、A社から点検作業の請求書（124,300円）が提出される。（資料7）
- (ク) 6月1日、A社から給水設備修繕の見積書(385,000円)が提出される。（資料11）
- (ケ) 同日、提出された参考見積を基に、A社、B社、C社の3者に給水設備修繕の見積依頼を行う。（資料9）
- (コ) 6月15日、A社、B社、C社から修繕請負（役務請負）見積書が提出され、結果、A社が350,000円（税込385,000円）で落札する。（資料14）
- (サ) 同日、公園課で修繕執行決裁がされ、A社へ修繕依頼書を発行する。（資料15）
- (シ) 7月1日、A社が修繕作業を行う。
- (ス) 7月5日、公園課が修繕作業の完了確認を行う。（資料16）
- (セ) 7月6日、A社から修繕作業の請求書（385,000円）が提出される。（資料17）

※ (コ) A社の修繕請負（役務請負）見積書、(サ) 修繕依頼書、(シ) 作業現場写真は請求人提出の事実証明に添付無し

イ 二番構公園 滝（和風流れ）の給水故障のための電気設備点検作業関係

- (ア) 7月21日、請求人が滝の水が止まっていることを認識する。このことから公園の清掃を行っていた委託管理業者に事情を聴き、管理業者から公園課へ滝の循環がうまく稼働していないとの報告を電話でさせるが、公園課では直近の設備点検や現場状況の聞取りなどから水が溢れる心配はないと判断し、復旧の可能性を含め様子を見ることとする。
- (イ) 7月27日、請求人から滝が止まっているので至急対応するよう直接公園課に連絡あり。
- (ウ) 7月28日、公園課職員が現地で滝が循環せずアオコが発生している状況を確認。対応について課内で調整を行う。

- (エ) 7月31日、夏休み中であり、遊ぶ子どもなどの衛生面を含め緊急対応すべきと判断しA社へ現地確認と本件（滝（和風流れ）電気点検作業）の見積りの依頼を行う。（資料18）
- (オ) 同日、A社が現場確認し、見積書（459,800円）が提出される。（資料19）
- (カ) 同日、公園課で役務執行決裁がされ、A社へ役務依頼書を発行する。（資料20、21）
- (キ) 同日～8月14日、A社が水抜き及び点検作業を行う。その結果、ポンプ本体の故障が判明する。
- (ク) 8月25日、公園課が点検作業の完了確認を行う。
- (ケ) 9月15日、A社から点検作業の請求書（459,800円）が提出される。（資料22）
- ※（キ）作業現場写真は請求人提出の事実証明に添付無し

(3) 財務会計上の行為（支出の状況）について

支出の状況は次のとおりとなっている。

ア 会計01―款09―項04―目04―細目002―細々目01―節11―細節40
点検作業（役務費 - 手数料）

件名	日付	伝票区分	相手方	負担行為額	執行日
二番構公園噴水池 給排水点検作業	令和5年4月4日	負担行為	A社	124,300円	—
〃	令和5年5月11日	支出命令	A社	124,300円	令和5年5月26日
二番構公園和風流れ 電気点検作業	令和5年7月31日	負担行為	A社	459,800円	—
〃	令和5年9月15日	支出命令	A社	459,800円	令和5年9月29日

イ 会計01―款09―項04―目04―細目002―細々目01―節10―細節41
修繕作業（需用費 - 施設修繕費）

件名	日付	伝票区分	相手方	負担行為額	執行日
二番構公園噴水池 給水設備修繕	令和5年6月15日	負担行為	A社	385,000円	—
〃	令和5年7月6日	支出命令	A社	385,000円	令和5年7月21日

ウ 業者の登録

業者の登録には、小規模な契約のみ受注できる藤沢市小規模契約簡易登録名簿とかながわ電子入札共同システム競争入札参加資格認定名簿があるが、A社は令和5年度においては、かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定名簿に登録されている業者である。なお、令和6年度から藤沢市小規模契約簡易登録名簿に登録を変更している。競争入札参加資格認定名簿の登録にあたっては、県が資格要件の審査や基本事項の確認、経営状況の確認、入札発注にあたって必要となる項目の確認など詳細な審査を要したうえで、市町村等は個別審査を行うこととなっている。

エ 契約規則等について

- (ア) 地方自治法第234条第1項及び第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」、随意契約が認められている。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項で「別表5にて定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき」は随意契約によることができるとしており、これに基づき、藤沢市契約規則第20条で額が定められている。
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号では、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」は、随意契約によることができるとしている。
- (エ) 藤沢市契約規則第22条第2項第5号においては「前各号に掲げるもののほか、2以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。」は「1者からの見積書を徴することをもって足りるものとする」としている。

地方自治法（抜粋）
（契約の締結）

昭和二十二年法律第六十七号

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令（抜粋）
（随意契約）

昭和二十二年政令第十六号

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）関係（割愛）

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

藤沢市契約規則（抜粋）	昭和37年3月20日規則第46号
（随意契約）	
第20条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。	
(1) 工事又は製造の請負 1,300,000円	
(2) 財産の買入れ 800,000円	
(3) 物件の借入れ 400,000円	
(4) 財産の売払い 300,000円	
(5) 物件の貸付け 300,000円	
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円	
2 政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、契約を締結する前及び締結した後に次に掲げる事項を公表して行うものとする。	
(1) 発注の見通し	
(2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準	
(3) 契約の締結状況	
（見積書）	
第22条 随意契約を締結しようとする場合の見積書は、2以上の者から徴さなければならない。	
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1者から見積書を徴することをもつて足りるものとする。	
(1) 物件供給契約で予定価格が10万円以下であるとき。	
(2) 国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人、公益法人又は公共的団体との契約をするとき。	
(3) 法令に基づいて価格又は料金が定められているものの契約をするとき。	
(4) 特定の価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は困難であると認められるとき。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、2以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。	

(4) 修繕及び役務費に係る業者選定状況

公園課が各年度において、修繕費及び手数料を発注する件数等について調査をした。その結果は次のとおりである。この中で、公園課がA社に修繕又は役務を発注しているのは、令和5年度修繕1件、役務2件であり、本件に関連するもののみであった。

年度	区分	金額	事業者	発注件数
令和3年	修繕費（130万円以下）	74,078,454円	57者	156件
	役務費（手数料）	46,760,541円	57者	176件
令和4年	修繕費（130万円以下）	83,170,550円	50者	130件
	役務費（手数料）	48,108,627円	58者	168件
令和5年	修繕費（130万円以下）	72,939,567円	50者	138件
	役務費（手数料）	46,127,352円	59者	157件

(5) 公園ポンプ点検作業の金額について

公園課が、二番構公園における令和5年度年間管理業務委託の発注時に徴取した見積り及び年間管理業務を受注した業者が、点検業務の再委託の承認を受ける際に提出した見積りを比較した表は次のとおりである。

令和5年度二番構公園ポンプ点検作業見積結果比較

名称	E社				F社				A社			
	数量	単位	単価(円)	金額(円)	数量	単位	単価(円)	金額(円)	数量	単位	単価(円)	金額(円)
給水関係点検（諸経費込）												
電気点検技術者	1	人	59,000	59,000	2	人	55,000	110,000	1	人	25,000	25,000
消耗品	8	%		4,720	10	%		11,000	10	%		2,500
運搬交通費	0.5	台	9,000	4,500	1	台		4,000	1	台		34,500
計				68,220				125,000				62,000
電気関係点検（諸経費込）												
電気点検技術者	1	人	59,000	59,000	2	人	55,000	110,000	1	人	25,000	25,000
消耗品	8	%		4,720	10	%		11,000	10	%		2,500
運搬交通費	0.5	台	9,000	4,500	1	台		4,000	1	台		34,500
計				68,220				125,000				62,000
合計				136,440				250,000				124,000

2 監査委員の判断

(1) 緊急性及び特定の業者へ便宜を図る行為について

ア 二番構公園に係る噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕

請求人は、①点検作業の見積り依頼の起案から決裁、発注までのすべてが1日で終了していることが不自然であること、②修繕に係る3者見積の結果は、点検料と修繕料を合算すればA社が最高値になることから、一つの業務を分けて発注する分割発注行為でA社に便宜を図っているとの主張をしている。しかしながら、噴水池

の故障については、まさに水が溢れ出し、その水の流出により園路のタイルが濡れ、滑る危険な状況にあったこと、職員が給水停止を試みても流水が止まらなかった状況などを鑑みても緊急な状態なのは明らかであったといえる。見積依頼から決裁、発注までのすべてが1日で終了しているのが不自然との主張についても、緊急の中で急ぎ処置をとらなければならない状況であったことから、事務執行上想定される範囲内であると考えことに妥当性はある。噴水池の修繕の発注においては、ここまでの経過から故障箇所を把握しているA社に参考見積を依頼し、その見積りを基にして3者による見積合わせとしていることも藤沢市契約規則に逸脱はしていない。

分割発注行為との主張に対しても、通常、故障箇所が不明の場合は、直ちに修繕依頼を行うことはなく、原因を特定し、修繕対応で済むのか、あるいは工事対応が必要になるのか判断するもので、公園課の、「対象となる施設の点検作業を実施し、状況を把握するとともに、その結果に基づき修繕を行う」との陳述の主張は適正で、見積合わせに応じたほか2者も点検作業を行っていれば、当然点検料は請求していたことになるので、点検料を加算した合計額でないと、比較はできない。従って、見積合わせの結果、最低価格であるA社が受注したことについては、受注の便宜を図る分割発注行為とはいえない。

イ 二番構公園 滝（和風流れ）の給水故障のための電気設備点検作業関係

請求人は、噴水池の点検作業と同じく緊急として1者見積で受注し、一連の手続きも1日で終了していることは不自然であるとの主張をしている。しかし、現場の状況を確認した職員がアオコを確認し、課内で協議を行った中で、最終的に、水が腐敗する可能性があり衛生面から夏休み中の子どもなどが遊ぶ際の危険性に及ぶとして、その処置を急ぐため随意契約の事務手続きを進めたことは、噴水池の点検同様に妥当性を欠くものではない。また、A社は現地から徒歩2分に事務所を構え、二番構公園の管理業務受託者であるD社から給水関係点検及び電気関係点検作業の再委託を受託し、設備に精通していることから適任であったものと推察され、受注に際し職員が便宜を図ったとする請求人の主張を採用することは困難である。なお、過去3年間にわたり、主管課の判断で発注が可能な130万円以下の修繕及び手数料について調査をした結果では、A社への業務依頼は本案件の3件のみであった。

(2) 1者見積での随意契約について

修繕及び役務（作業）の発注については、各課執行にて発注することが認められており、地方自治法や同施行令、それに基づき市が独自に決める規則などを総合的に勘案し、透明性のある契約事務が実施できるよう、各課の判断のもとに行っていくものである。「エ 契約規則等について」にも記載したとおり、地方自治法及び同施行令

で随意契約が認められており、また、本2件の点検作業については、藤沢市契約規則第22条第2項第5号で「2以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。」は1者から見積書を徴することをもって足りるものとしていることから、緊急に処置が必要であったことを鑑みると、1者のみから見積徴取での執行は不適切な執行であったとはいえない。

(3) 金額の妥当性について

詳細点検作業については、施設の不具合など、その状況に合わせた点検を実施する必要があるため統一的な作業とはならず、積算根拠となる基準書(歩掛)がないため、主管課では積算ができず見積りによらざるを得ない。このことから公園課では、令和5年度の年間管理業務委託の発注時に徴取した、定期点検で実施するための給水点検作業及び電気点検作業の見積りに加え、年間管理業務を受注した業者が、点検業務の再委託の承認を受ける際に提出した見積りを参考に比較して金額の妥当性を判断しており、不適正な金額とはいえない。

(4) A社の入札参加資格登録状況について

A社は、令和5年度は小規模登録業者ではないが、かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格名簿に登載されている業者で、より登録が厳しい入札要件の資格を満たす業者であり、契約の相手方としては適正である。

3 結論

以上のことから、公園課の本件令和5年度二番構公園に係る噴水池給水設備の故障箇所の点検作業と修繕及び滝(和風流れ)の給水故障のための電気設備点検作業の支出について、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえず、請求人の主張には理由がないからこれを棄却する。

4 意見

監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が二つ見受けられたので、次のとおり意見を付す。

第一に、2件目の二番構公園 滝(和風流れ)の給水故障のための電気設備点検作業関係については、公園課は報告により7月21日に故障の事実を認識している。直近の設備点検で異常がないこと、また業者からの聞き取りで水が溢れる心配がないと判断したことで、請求人に促され現場を確認するまでには1週間もの時間が経過している。少なくとも管理を担う担当課として、正常ではない状態の管理施設の現場は、早急に確認・把握をしておく必要があったと考える。さらには連絡後も現場確認から、アオコの発生状態について衛生面を含め緊急に処置するべきとの判断を下し、業者に指示を行うまでも、他業務や時間、曜日との兼ね合いがあったとしても数日を要している状況

である。迅速な対応を行ってれば、随意契約締結に際し2以上の者から見積書を徴する時間的余裕があったと考えられる。執行体制については、効率的かつ迅速に対応できるよう事務の見直しも含め、課内の執行体制の整備を望むものである。

第二に、1件目及び2件目ともに、地方自治法及び同施行令並びに市が定める規則などにに基づき、緊急性を要する事案であったことから、点検作業を公園課において1者見積による随意契約により執行している。本件において公園課が実施した金額の妥当性検討は適切であったと考えるが、一方で、今回請求人から滝（和風流れ）の点検金額について疑義が発せられた際には、その詳細な積算内訳などについて十分な説明を行うには至っていない。施設管理を所管するに当たっては、今後も同様に緊急性を要し1者見積により修繕等を執行せざるを得ないケースが想定されるが、可能な限り事後の検証に耐えうるだけの詳細な積算根拠を踏まえた執行について検討されたい。

以 上